○国土交通省令第　　号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十条ノ三に基づき、船舶安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和九年　月　日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶安全法施行規則の一部を改正する省令

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第十五号様式（第42条関係） （略） 備考 １・２　（略） ３　船舶検査済票の塗色は、１⑵に規定する数字の部分は灰地とする。ただし、海上運送法（昭和24年法律第187号）第３条第１項、第19条の６第１項若しくは第21条第１項の許可又は同法第20条第１項若しくは第22条第１項の登録を受けた者が当該許可又は登録に係る事業の用に供する小型船舶にあつては、当該部分は緑地とする。	第十五号様式（第42条関係） （略） 備考 １　船舶検査済票の番号は、図示の例により表示するものとする。 ⑴　「検査済」の文字の下の数字は、当該船舶検査済票に係る船舶が定期検査に合格した年を表わすものとする。 ⑵　構成する数字は、(i)又は(ii)により定めた番号とする。 (i)　当該船舶が小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第３条による登録を受けている場合にあつては、船舶番号のアラビア数字とする。 (ii)　(i)以外の場合は、管海官庁又は小型船舶検査機構の事務所ごとに重複しない番号とする。 ２　「国土交通省」の文字は、小型船舶検査機構が検査を行つた場合は「日本小型船舶検査機構」とする。 （新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和九年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の船舶安全法施行規則第十五号様式による船舶検査済票は、この省令の施行の日以後最初に行われる船舶安全法第五条第一項第一号の定期検査を受けるまでの間は、この省令による改正後の船舶安全法施行規則第十五号様式による船舶検査済票とみなす。